

病児保育室『きらきら園』利用手順（利用者用）

子どもの体調不良（発熱などの日常かかりやすい病気）のとき、仕事等の都合で家庭での保育ができないときに、保護者の方に代わって病児保育室で看護師と保育士が病気のお子様をお預かりします。

※投薬は行いますが、点滴や吸入などの治療は行いません。

1.対象児童 次に掲げるすべての要件を満たす児童とします。

- ① 倉吉市・三朝町・湯梨浜町・北栄町・琴浦町のいずれかに住所のある児童
- ② 生後6ヶ月から小学校3年生の児童
- ③ 保育所、幼稚園、認定こども園、届出保育施設、小学校に通所（学）している児童
- ④ 入院等の必要がなく、病気の回復期に至らない状態で、集団保育が困難な児童
- ⑤ 児童の保護者が就労等の理由により、家庭において保育を行うことが困難な児童

2. 利用の方法

① 病児保育室にネット予約 インターネット予約サービス「TeOTe（テオテ）」

1.アカウント作成 2.利用施設の登録 3.予約 の順でご利用ください

※ 右記 QR コード・URL よりご利用ください。（URL：https://sickkids-care.teote.jp/facility_details/1281）

※ 利用は受付順としますが、病気の種類や症状により利用できないことがあります。

※ 準備物については、裏面の表で確認してください。



② 利用する初日に指定医療機関を受診

※ 指定医療機関（鳥取県立厚生病院小児科、アロハこどもクリニック、大石医院、岡本小児科医院、こどもクリニックおんだ、せのお小児科内科医院、まつだ小児科医院）を必ず受診し、病児保育（きらきら園）を利用したいことを伝えてください。病児保育を利用できるか判断してもらい、利用可能な場合は医師連絡票を受け取ってください。

※ 2日目以降は、症状に悪化がみられず利用開始当初と違う症状がなければ診察は必要ありません。

③ 利用（保育）開始

※ 病児保育室で下記書類の記入、提出をしてください。

「病児保育にかかる医師の連絡票」（指定医療機関より発行された書類）

「家庭との連絡票兼病児保育記録」

※ 利用料を病児保育室へ支払う。

◎ 利用料の額

1,500円/1日

 ※ 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は無料となります。

④ 利用の終了

病児保育室での様子を聞き、翌日の利用の確認をする。

※ 回復期のお子様には、病後児保育施設（すくすく園）を紹介させていただく場合があります。

